

保高発第 0416001 号

平成 21 年 4 月 16 日

都道府県高齢者医療制度主管部（局）長 殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

長寿医療制度における医療費適正化対策事業等の実施について

長寿医療制度における医療費適正化対策等の実施については、「老人医療の受給者に係る診療報酬明細書の点検調査等について」（昭和 58 年 4 月 25 日衛老計第 32 号）、「重複・頻回受診者に係る老人医療費の適正化対策の推進について」（平成 10 年 6 月 23 日老企第 23 号・老健第 100 号）等により実施してきたところであるが、今後、高齢化が更に進行し、高齢者の医療費が増大していく中で、長寿医療制度の安定的運営を確保するためには、医療費の適正化を図ることが引き続き重要な課題となっていることから、平成 21 年度においては、特に次の点に留意して取り組んでいただくようお願いする。

なお、今後、事業の実施状況等について報告していただくことを予定しているので、ご協力をお願いする。

1 レセプト点検の充実

- (1) 内容点検（医科・歯科）の全月実施、縦覧点検の毎月分実施及び医科レセプトと調剤レセプトとの突合点検の全月実施を行うこと。
- (2) レセプトのオンライン請求の進捗状況を考慮しつつ、磁気媒体による審査体制を推進し、点検事務の効率化を図ること。
- (3) 他の医療保険者等との情報交換等により、医療機関の請求傾向を把握し、重点的な点検を行うこと。

- (4) レセプト点検従事者に対する適切な情報提供の推進及び資質の向上のための研修の充実を図ること。
- (5) 国保連合会等と協力し、実情に合ったレセプト点検マニュアルを作成するとともに、特に誤請求の多い事項等を重点項目とするなど効率的な点検を行うこと。
- (6) 国保連合会の介護給付適正化システムにより、長寿医療と介護保険との給付情報を突合し、その突合リストを活用した介護保険との給付調整に係るレセプト点検を実施すること。

なお、業務委託によりレセプト点検を実施する場合においても、同様の取扱いを行うこと。

2 交通事故等第三者行為に係る求償事務の促進

医療給付発生原因に関するレセプト点検調査の強化（外傷性の傷病名に対する被保険者照会）、担当職員の第三者行為求償実務能力の向上、消防署等地域官署との連絡の強化、国保連合会に対する業務委託等による事務の効率化等について、個人情報保護に配慮しつつ積極的に実施すること。

3 医療費通知の充実強化

- (1) 全受給者を対象とすること。
- (2) 通知内容に①受診年月、②入院・通院・歯科・薬局の別、③入院・通院の日数、④医療費の総額、⑤医療機関名の5項目を記載すること。
- (3) 年3回以上通知し、年間を通じて通知すること。

4 重複・頻回受診者に対する健康教育、訪問指導等の充実強化

効果的な事業を実施するために、実施計画及び実施要領を策定し、以下の点に留意して実施すること。

- (1) レセプト情報により対象者を抽出するとともに、医療費分析等により訪問対象者を絞り込み、効率的に行うこと。

* 抽出の目安として、重複受診者については、1か月当たりレセプト枚数を4枚以上保有するもの、頻回受診者については、1か月当たり15回以上受診を行っているものが考えられるが、地域の実情に応じた独自の基準を設定すること。

* 重複受診者：同一傷病について、同一診療科目の複数の医療機関に同一月内に受診する者（診療所からの紹介や検査のための重複受診は除く）

* 頻回受診者：同一傷病について、同一月内に同一診療科目を多数受診した者

- (2) 個人別訪問指導管理票を作成し、受診動向や生活状況、家族の状況等、網羅的に把握し管理すること。
- (3) 市町村（国保、衛生部門）と連携協力し、必要に応じ訪問指導事業を委託するとともに、市町村の実施している保健事業等と連携を図り対応すること。
- (4) 訪問に赴く前に、電話や文書により対象被保険者や家族に対して訪問指導の十分な説明を行うこと。
- (5) 訪問指導後、概ね3ヶ月間の受診状況の分析・効果の測定を行うこと。
- (6) (5)の結果を踏まえ、必要に応じ再指導及び再々指導を実施すること。
- (7) 実施に際しては「在宅保健師の会」等の関係団体と連携しマンパワーを確保して実施することも考慮すること。

5 医療費（現金給付）の適正な支給

現金給付については、申請書、医師の証明書等の添付書類の審査、レセプト等との突合等の強化を図り、その適正な支給に努めること。

6 医療費の動向把握・分析及び資料の提供

医療費の動向について、広域連合全体の入院・入院外・歯科別の受診率、一件当たり日数及び一日当たり診療費等の状況、疾病分類別、診療行為別、医療機関種類別等の統計資料を作成・分析し、広域連合の事業運営に資すること。この際、市町村の保健事業への活用等を図ることができるよう、市町村毎の統計資料の作成も考慮すること。

7 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進については、全医療保険者において積極的に取り組むこととされており、長寿医療制度においても患者が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の処方・調剤を希望する際に医療機関や薬局の窓口で提示する意志表示カード「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用お願いカード（仮称）」を全被保険者に配布するとともに、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の周知を積極的に実施すること。

8 保健事業及び長寿・健康増進事業

長寿医療制度の健康診査は、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげて、重症化を予防することを目的としていることから、健診機関や市町村等と連携・協力し、受診率の向上に努めること。

長寿・健康増進事業については、管内全域における事業展開を視野におき、医療費分析や健診データの分析などを行いつつ、多くの被保険者の健康づくりに直接つながる効果的な事業の実施に努めること。なお、こうした効果的な事業に要する経費については、平成20年度と同様に、特別調整交付金において、交付基準額とは別に必要額を交付する予定である。

9 被保険者や医療保険者の「意見を聞く場」の設置

高齢者医療制度に関する検討会のとりまとめ「高齢者医療制度の見直しに関する議論の整理」（平成21年3月17日）において、「当事者である高齢者の意見を聞く場を設けること」及び「現役世代の支援も不可欠である中で、現役世代を含め、すべての世代の納得と共感が得られるための一層の努力を傾注すること」とされたこと等も踏まえ、厚生労働省における対応に加え、各広域連合においても、被保険者や医療保険者の参画する「意見を聞く場」を設置すること。

10 研修

広域連合職員及び市町村における長寿医療事務に携わる職員（保険料徴収業務を所管する課の職員を含む）の研修については、制度の仕組み、現状、業務の実施方法及びサービス規程等に関する具体的な研修計画を都道府県・国保連合会等と連携して策定し、積極的に行うこと。